広報津山8月号の内容は、6月28日現在の情報です。状況により内容が変わる場合 があります。新型コロナウイルス感染症の情報は、市ホームページに掲載しています。 情報は随時更新しているので、ご覧ください。



子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)

問子育て推進課(津山すこやか・こどもセンター内)☎32-2065

対象になりません

●子育て世帯生活支援特別給付

している人は対象外です

複して支給できません

●この給付金は、同じ児童に重

金(ひとり親世帯分)を受給

申請が必要な場合があります。対象や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

対象 次のすべてに当てはまる人

- ●令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(令和3年4月1日~令和4年2月28日生まれの新生児を含 む)を、養育している(障害児の場合は、20歳未満で特別児童扶養手当の対象となる児童)
- ●令和3年度の住民税(均等割)が非課税、または非課税相当(令和3年1月1日以降の収入が急変し、 住民税非課税相当の収入になった)

支給額 児童1人当たり5万円

申請は不要です(市から通知が届きます)

- ☑ 令和3年度の住民税(均等割)が非課税で①~③に該当する人
- ①令和3年4月分の児童手当が支給されている(公務員を除く)
- ②令和3年4月分の特別児童扶養手当が支給されている
- ③令和3年4月1日~令和4年2月28日に新たに児童手当または特別児童扶養手当の対象になった

振込日 ①②7月下旬、③8月以降随時(各手当の認定時期により遅れる場合もあります)

申請が必要です

- ☑令和3年度の住民税(均等割)が非課税で①~④に該当する人
- ●平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している
- 2令和3年4月分の児童手当が支給されている公務員

人は、窓口にご相談

ください

該当すると思われる

3平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれで別世帯の児童を、養育し

- ている
- ④平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童を、令和3年4月1日~令和4年2月28日に新 たに養育することになった
- √ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった住民税課税者で、対象児童 を養育している人

申請方法 窓口に備え付けの申請書類(市ホームページから印刷可)に必要書類を添えて、 直接提出する

申請期限 令和4年2月28日(月)

64歳以下のコロナワクチンの接種券を発送しています

問ワクチン接種推進室☎32-7047

6月下旬に、50~64歳の皆さんに新型コロナワクチンの接種券 を発送しました。予約や接種状況を確認しながら、12~49歳の皆 さんにも順次発送しています。接種券が届いたら、通知の内容に従 って予約してください。

接種券の再発行 津山市ワクチンコールセンター

☎050-3644-9521 (午前9時~午後7時)

副反応の相談窓□ 岡山県新型コロナワクチン専門相談センター ☎0120-701-327 (午前9時~午後9時)





接種後も感染症対策を

ワクチン接種後も、引き続き、 マスクの着用、手洗い、人との 距離など基本的な感染症対策を しましょう。





☑ 適宜マスクを外しましょう

- ☑ 暑さを避けましょう

屋外で人と2m以上離れているとき 換気をしながらエアコンを利用

☑ こまめに水分補給をしましょう のどが渇いていなくてもこまめに水分補給

毎月最終金曜日は公共交通利用の日

問商業・交通政策課☎32-2075

公共交通は、運転免許証を持たない学生や高齢者の皆さんなどの大切な移動手段です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響を受け、鉄道・バス・タクシーなどの 公共交通機関の利用者が大幅に減っています。

交通事業者は、皆さんが安心して利用できるよう、業種別の感染予防ガイドラインに基づき、感染防止 対策に取り組んでいます。マスクの着用など、感染症対策をして利用しましょう。



マスクの着用

による

執中症に注意!

事業者の取り組み

- ●乗務員と従業員のマスク着用
- ●手洗い、消毒、うがい、咳エチケッ トの徹底
- ●乗車前の健康状態の確認
- ●車内の消毒
- ●窓開け、エアコンの吸排機能などを利用した換気
- ●運転席への飛沫防止用シートの設置

皆さんもご協力ください

- ■マスクを着用し、会話は必要最小限に
- ●できるだけ人との間隔を空ける

新型コロナウイルス対策

発行します

ます。

内容

地域商品券を輸出

- ●乗車の前・後は、こまめな手洗い・消毒
- ●つり革などを触った手で、マスクや目を触らない
- ●風邪などの症状があるときは、公共交通の利用 を控える
- ※持病などでマスクを着用できないときは、会話 を控え、飛沫の防止に努めてください

市独自の経済対策として、市内の対象店舗で

使うことができる3種類の地域商品券を発行し

●プレミアム率20%の地域商品券・電子商品

■プレミアム率30%のグルメ券(広報津山9

販売・問い合わせ先 津山市都市整備公社(市

月号にチラシを折り込む予定です)

役所6階) ☎32-2126

券(今月号の折り込みチラシをご覧ください)



市内路線バスの時刻やルート 停留所の場所を紹介しています。 ごんごバス東循環線のバスの現 在地も確認できます。



検索



「新型コロナウイルス感染症」について の相談は

津山市新型コロナウイルス感染症 対策本部総合相談窓口

☎32-2062(平日午前9時~午後5時)

発熱や風邪のときは、かかりつけ医か身近な 医療機関に電話で相談しましょう

相談先が分からないときは、県ホームペー ジで発熱外来を検索、または新型コロナウイ ルス受診相談センターに電話してください

- ●平日(午前9時~午後5時)=美作保健所 ☎23-0163、 FAX 23-6129
- ●平日(午後5時~翌午前9時)・土曜日・ 日曜日・祝日=☎086-226-7877、 FAX 086-226-7817

7 2021.8 2021.8 6